



中央区役所

〒860-8618 中央区手取本町1-1 ☎328-2555



男性介護者(ケアメン)のつどい

回 10月18日(土) 午後1時～3時
場 熊本県認知症コールセンター(中央区上通町3-15 ステラ上通ビル3階) 男性ならではの悩みを語り合いませんか 認知症またはその疑いがある方を介護している方または介護経験のある方

詳しくは、認知症のひとと家族の会熊本県支部(☎223-5164)へ。
(中央区役所福祉課 ☎328-2314)

認知症カフェ「もやいのひろば」

回 10月4日(土) 午後1時～3時 場 風流街もやい館 五福(中央区細工町4-34-1) 認知症の方やその家族、地域住民など お茶をしながら日頃の不安や悩みを語り合いませんか 費 100円 関 ささえりあ熊本中央(☎319-0222)

(中央区役所福祉課 ☎328-2314)

行政書士による無料相談会

回 10月16日(木) 午前10時～午後4時 場 市庁舎1階正面玄関右 関 遺言・相続・成年後見・契約書・その他身近な問題について 申 当日直接会場へ 関 熊本県行政書士会熊本中央支部(☎080-2707-4546)

身近な困りごとについて、気軽に相談ください。
(中央区役所総務企画課 ☎328-2610)

あなたもコツコツ骨育教室(骨粗しょう症予防教室) 無料

骨を強くする生活習慣や食事を学んで、みんなで骨育を始めましょう。

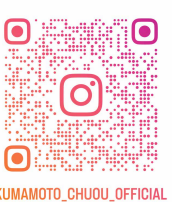
回 10月24日(金) 午前10時～正午 場 ウェルパルクまもと3階すこやかホール 関 医師・栄養士講話、予防食の試食、骨の強度測定など 関 中央区に住む20～70歳の方(骨粗しょう症の治療をしている方を除く) 定 20人(先着順) 持 筆記用具、上履き 申 10月6日から中央区役所ホームページで申し込み

詳しくは、中央区役所ホームページへ。
(中央区役所保健こども課 ☎328-2419)



中央区役所総務企画課からのお知らせ

フォローお願いします



中央区 Instagram



市の事業紹介

地域の魅力

地域イベント



東区役所

〒862-8555 東区東本町16-30 ☎367-9111

行政書士無料相談会

回 10月8日(水) 午前9時半～午後4時 場 東区役所1階ロビー 関 遺言、相続、成年後見、会社設立、契約、営業許可、在留資格等 申 当日直接会場へ 関 東区役所相談会担当(廣野) ☎090-8663-2377

(東区役所総務企画課 ☎367-9121)

認知症家族の会

	やすらぎとまりぎ	にしく認知症家族の会の交流会
日時	10月22日(水) 午後2時～4時	10月30日(木) 午後2時～3時
場所	軽費老人ホームあかつき(東区戸島西2丁目4-50)	迎八反田公民館(東区長嶺西2丁目6-55)
対象	どなたでも(初回参加は要予約)	
申込	10月6日から電話でささえりあ 託 麻(☎282-8249)へ ※参加費100円。	10月6日から電話でささえりあ 保田窪(☎387-8201)へ ※無料。

(東区役所福祉課 ☎367-9127)

認知症啓発イベント「あさひばオレンジスマイルフェスタ」 無料

回 10月18日(土) 午前10時～午後1時 場 桜木東小学校体育館 ※駐車場には限りがあります。 関 認知症予防に関連するe-スポーツ体験や高齢者疑似体験、ファッションショーなどの多彩なイベントを通じて、多世代で認知症の正しい理解を深める 申 当日直接会場へ 関 ささえりああさひば(☎360-5550)へ

(東区役所福祉課 ☎367-9127)

認知症啓発映画「オレンジ・ランプ」特別上映会 P 無料

若年性アルツハイマー型認知症と診断された本人とその家族の実話をもとに描かれた映画の上映。

回 11月15日(土) 午後1時～3時 場 健軍文化ホール 関 「オレンジ・ランプ」(上映時間100分) 定 250人(先着順) 申 10月5日から申し込み専用フォームまたは東区役所福祉課に電話で申し込み



(東区役所福祉課 ☎367-9127)

フォローするだけで 東区通になれる?!

市政だよりで伝えきれない まちの今 を Instagram で!



今すぐチェック! /

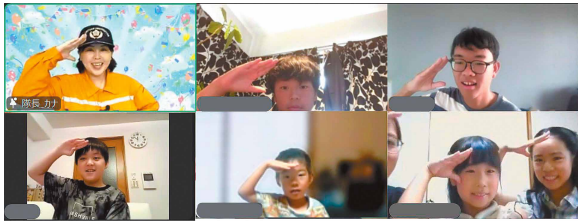


@kumamoto_higashi_official

中央区ニュース

中央区おうち防災運動会を開催しました オンラインで防災教育～家族で話そう防災のこと～

8月23日(土)、チーム対抗戦で防災について学べる「中央区おうち防災運動会」をオンラインで開催し、各家庭から35の方が参加しました。



「防災間違い探しオンライン」、「非常食探索トライアル」、「避難所ジェスチャーゲーム」の3種目で競い合い、参加者はチームで協力しながら優勝を目指して積極的に取り組みました。「非常食が家になかったので、家に準備しておこうと思った」といった、防災意識向上につながる声も聞かれました。

中央区のイベント情報などをFacebookや中央区Instagramに掲載しています。ぜひご覧ください!



中央区Facebook

(中央区役所総務企画課 ☎328-2610)

中央区管内で土地をお持ちの皆さまへ

越境樹木等の剪定・伐採のお願い

道路に樹木がはみ出すと、信号や標識等を隠したり、歩行者や車の通行を妨げたりすることになり、事故を引き起こす可能性があります。また、枯損等により倒木し、通行人や車両に被害を及ぼす危険性も少なくありません。



樹木が原因で事故が発生した場合、被害者からの損害賠償請求など、所有者の責任が問われることがあり、実際に多額の賠償金を支払った事例もあります。

樹木の所有者は樹木の剪定・伐採などの適正な管理をお願いします。

- 関係法令
- 道路法第43条(道路に関する禁止行為)
 - 民法第233条(竹木の枝の切除及び根の切り取り)
 - 民法第717条(土地の工作物等の占有者及び所有者の責任)
- (中央区土木センター総務課 ☎355-4577)

ひがしくさんぽ

～東区にまつわる情報をお伝えします～



「大雨による道路冠水に注意ください」

突然の大雨による道路冠水が頻発しています。道路利用時に大雨に見舞われた際の注意点をお知らせします。

①冠水箇所には近づかない

見た目以上に深い場合があり、車両の立ち往生や歩行者が流される危険があります。また道路と水路などの区別がつきにくい場合があり非常に危険です。特に地下施設(アンダーパス)などは急激な水位上昇の可能性があります。

②車の運転は慎重に

冠水した道路ではブレーキが効きにくなり、エンジン停止の恐れもあります。無理な通行は避けましょう。大雨の予報時には、不要不急の外出は避け、通行可能な状況が事前に確認をしましょう。

※ 熊本市河川等監視システムで確認できます。

東区管理のアンダーパス



アンダーパスを通行する際の注意事項

- 冠水したアンダーパスには絶対に進入しないでください
水深が分かりづらく、車両が立ち往生する恐れがあります。
- 通行止めの表示やバリケードに従ってください
安全確保のための措置です。無理な通行は命に関わります。
- 大雨時の迂回ルートを事前に確認しましょう
冠水しやすい場所を避け、安全なルートを選んでください。
東区土木センターでは、市民の皆さまが安全・安心に道路を通行できるよう維持管理を行っていますが、お気づきの点がありましたら情報提供をお願いします。



公式LINE
基本メニュータブ
右上の「市民通報」
から通報ください

(東区土木センター ☎367-4360)